

『正法眼藏抄』口語訳の試み

——現成公案(二)——

伊藤秀憲

人のさとりをうる、水に月のやどるがごとし。月ぬれず、水やぶれず。ひろくおほきなるひかりにてあれど、尺寸の水にやどり、全月も弥天も、くさの露にもやどり、一滴の水にもやどる。さとりの人をやぶらざること、月の水をうがたざるがごとし。人のさとりを墨礙せざること、滴露の天月を墨礙せざるがごとし。ふかきことはたかき分量なるべし。時節の長短は、大水小水を檢点し、天月の広狭を弁取すべし。

この段も、悟が人を妨げない「ことを説く」喻に、「水と月の喻が」引かれたのである。先の段には、鏡と影「像」のようではない（かがみに影をやどすがごとくにあらず）と言い、「水と月のごとくにあらず」と言い、今(11a)の段には、「水に月のやどるがごとし」と説かれている。大いに前後が

相違しているように聞える。ただし、先の段では、二つのが相対して、鏡と影「像」・水「面」と月「影」のようではない道理を、ただ教えようと/orするためだけの理由で、このことばを取り出されたのである。今の水と月と「の喻」を引き出されたのは、月が水を破らず、「直經」⁽¹⁾五〇由旬の「大きさの」宮殿であり、四万由旬の高さにあるけれども、「それが」「くさの露にもやどり、一滴の水にもやどる」ところの喻を取ろうとするにすぎないのである。前と後とが矛盾しているわけではない。法と身心とが妨げない道理を教えようとするためである。「たかき分量」と「ふかき」ととは、実はただ同じ長さである。この「時節の長短「は」、大水小水を檢点し、天月の広狭をも弁取すべし」とある。「大水小水」を論じない道理を「檢点し」て、「天月の広狭」をも理解すべきであるということである。

そもそも、このように言つたからといって、岸をも船を

も、または月をも水をも、ただ喻だけのため「にここに引かれたの」であると言つて、「喻の」始めから終りまでを棄てはいけない。仏法の道理に当てはまらない一法「など」あるはずがないからである。

仏法の上で時節を説くときは、長短を論じることは必要ない。「菩薩が成仏するまでの時間である」三祇百大劫をも長いといふべきではない。また、一刹那をも短い「時間である」と説かない。握りこぶしを擧げるを三祇百大劫とし、一棒を下すを一刹那とするのであるから、長短の論は必要ないのである。天の月が一滴の水に宿り、草の露に(11b)宿る。どうして五〇由旬「もの大きさ」の月が、草の露の一滴の水にも宿ることができようか。「それゆえ、これは」広狭にかわらぬ道理を述べられたのである。

これはただ、月が水に宿るけれども、水を破らない「とう」だけの喻にすぎないのである。これは、一部分の喻の意味に相当するか。「ふかきことはたかき分量なるべし」といふのは、さとりと人とは別なものであつて、「しかも」差別がない理由をこのように説くのである。△「たかき」と「人のさとり」と「の関係は」これくらいである。△「深い」ということを示せば、「それが」高いという状態である。高いということを示せば、「それが」深いという状態である。高さ深さは同じである。

「時節の長短は、大水小水を檢点し、天月の広狭を弁取すべし」というのは、大水小水と時節「の長短」が同じであるあかしである。「これを」「人のさとりをうる」時節というのである。時節が大切であるのではない。

△大水と小水の関係と、人がさとりを得る関係とが、皆ひとしいことを言うのである。

△「天月の広狭を弁取すべし」というのは、以前に「[ひろく]おほきなるひかりにてあれど、尺寸の水にやどり、「全月も」弥天も、くさの露にもやどり」と言つたことを、明確に知つて自分のものとすべきであるというのである。

△そうであるから、「この文からは」水には長短大小があるということのように取れるけれども、天月弥天は長短大小の水に映ることをなし、もし天月弥天には、もともと長短大小がないならば、どうして水に長短大小(12a)を定めよう。例えば、「諸法の仏法なる時「節」」は、迷と悟・生と死が同じく仏法であつて、勝劣がないようなものである。

△「身心を擧して声を聴取するに、したしく会取すれども、水と月とのごとくにあらず」と嫌うのは、能所をおくべきでない道理に当てはめて説くのである。今の人のかとりをうる」というところには、水と月とを引かれた。これは、互いに破らず妨げない道理を述べたのである。

身心に法いまだ参飽せざるには、法すでにたれりとおぼゆ。法もし身心に充足すれば、ひとかたはたらずとおぼゆるなり。たとへば船にのりて、山なき海中にいでて四方をみるに、ただまろにのみみゆ、さらにつことなる相みゆることなし。しかあれど、この大海、まろなるにあらず、方なるにあらず、のこれる海徳⁽²⁾、つくすべからざるなり。宮殿のごとし、瓔珞のごとし⁽³⁾。ただわがまなこのおよぶところ、しばらくまろにみゆるのみなり。かれがごとく、万法もまたしかり。塵中格外、おほく様子を帶せりといへども、参考眼力のおよぶばかりを、見取会取するなり。万法の家風をきかんには、方円とみゆるよりほかに、のこりの海徳山徳おほくきはまりなく、よもの世界あることをしぐべし。かたはらのみかくの「ごとくあるにあらず、直下も一滴もしかあるとしるべし。

「たとへば」と言つて、「船にのりて、山なき海中にいでて四方を見るに」は、「のこれる海徳つくすべからず」とあるのも、「宮殿のごとし、瓔珞の如し」とあるのも、皆「法いまだ参飽せざる」という証に引かれたのだろうと理解される。法が「身心に」充足した時、「たらずとおぼゆる」証には当らないと理解されるが、上に「声を聴取するに、したしかし会取すれども、かがみに影をやどす「がごとく」にあらず、水と月とのごとくにあらず、一方を証するときは一方はくらし」とある意味がこれである。このことばは、どのように(不審)と似通つてゐる。世間においても、本当に道を学べば、切ろうとするますます堅く、仰ぐとますます高い(キレハ弥堅ク仰ハ弥高シ)⁽³⁾ということばがある。まずこの一道を書かれたのか。ただ、また、一法究尽の道理を「たらず」と説いたのだろう。絶対に道理に相違することはない。また、舟の喻は、これは文の通りである。はつきりした証拠である。これは先ず世間の喻である。「かれがごとく、万法もまたしかり」というところより、仏法上の道理を説かれたのである。文のように「かたはら「のみ」(12b)かくのごとくあるにあらず、直下も一滴もしかあるとしるべし」とあるのは、ただ、自分の眼の及ぶところのみを執してはいけない。「直下も一滴も」とあるのは、水の底も一滴も、どのような道理があるであらうかという意味である。

この「身心」は、しばらく迷惑の衆生に対してもつしゃつたのだろう。まったく、まだ得ていないのですでに証つたと称して慢心を起している時には、「法すでにたれりとおぼゆ」。法が身心に充足している時、「即ち迷惑を離れた時」には、「たらずとおぼゆるなり」。ただ、足らないように思われると(たらずとおぼゆる)ということばは、少しほつきりしないこと(不審)と似通つてゐる。世間においても、本当に道を学べ

するような時も、また、悟に充足するような時も、迷にへこれは仏法上の迷である／充足するような時も、一方はくらしと言われるだろう。

「坐禪が充足するような時〔即ち坐禪をひたすら行じる時〕は、殺仏するとも言うことができる。」⁽⁴⁾ (13 a)

「山なき海中にいでて」「海は」円であると見ることは、眼の方に従つたのであろう。海のありよう（海徳）の方では、円と見るのも一つの海のありようであろう。そうではあるが、海のありようは尽きない。

「万法の家風をきかんには、方円とみゆるよりほかに、のこりの海徳山徳〔おほく〕きはまりなく」という。

この「ほか」ということをゆるして、この外の海のありようを知るべきである。「方圓そのものの上に、のこりの海のありよう、山のありようを知らなくてはいけない。」

と理解すべきであろうか。「それとも」方円も、妄見の眼に見えない四方の世界をも知るべきであると理解すべきであろうか。どうであろうか。「方圓とみるよりほか」とあるので、方圓ではないと理解されるけれども、方圓の上にのこりの海のありようをも知ると、「大海が」方圓ではない道理も理解されるのである。

「例えば、迷悟というより外に、修行・生・死・諸仏・衆生があることを知るべきであるというようなものである。」⁽⁵⁾ 「三界唯一心、心外無別法」（三界は唯だ一心のみにして、心

の外に別の法なし）という「無」の字と、いまの「方圓とみて、四方の海のありようを知るのであるから。

「心外無別法」の「無」を、心の上という意味は、「三界唯一心」⁽⁶⁾ (13 b) という「一心」は、「心の外に別の法なし」と言つた時には、「無」は心の上「即ち心ばかりである」と理解できるのである。「方圓とみゆるよりほかに、のこりの海徳山徳……しるべし」というのは、「方圓」のみであるのでもない。「また、方圓に」さらに加わったのでもないのである。「方圓そのものの上に、のこりの海のありよう、山のありようを知らなくてはいけない。」

うを水をゆくに、ゆけども水のきはなく、鳥そらをとぶに、とぶといへどもそらのきはなし。しかれども、うをとり、いまだむかしよりみづそらをはなれず。只用大のときは使大なり、要小のときは使小なり。かくのごとくして、頭頭に辺際をつくさずといふことなく、処處に踏翻せずといふことなしといへども、鳥もそらをいづれば、たちまちに死す、魚もし水をいづれば、たちまちに死す。以水為命しりぬべし、以空為命しりぬべし。以鳥為命あり、以魚為命あり。以命為鳥なるべし、以命為魚なるべし。こ

のほかさらに進歩あるべし。修証あり、その寿者命者あることかくのことし。しかるを、水をきはめ、そらをきはめてのち、水そらをゆかんと擬する鳥魚あらんは、水にもそらにも、みちをうべからず、ところをうべからず。このところをうれば、この行李したがひて現成公案す。このみちをうれば、この行李したがひて現成公案なり。このみち、このところ、大にあらず小にあらず、自にあらず他にあらず、さきよりあるにあらず、いま現するにあらざるがゆゑに、かくのごとくあるなり。しかるがごとく、人もし仏道を修証するに、得一法通一法なり、遇一行修一行なり。これにところあり、みち通達せるによりて、しらるるきはのしるからざるは、このすることの、仏法」と知と「同生「し」同参する」のである。故に、「得処かならず（しも）自己の知見となりて、慮知にしられんするとならふことなれ。証究△証究というは、得一法通一法の究尽の理である▽すみやかに現成すといへども、密有からなはずしも現成にあらず」と説かれる。「密有」というのは、一一の法は、本来的な存在でありて、慮知にしられんするとならふことなれか。証究すみやかに現成すといへども、密有からなはずしも現成にあらず。見成これ何必なり。

この段は、また、水と魚、空と鳥の喻である。結局、魚と水、鳥と空とは、おのとの別であるように思うけれども、鳥が空を離れたならば死に、魚が水を離れたならば死ぬことは明らかのことである。きっと知る、魚は水を命とし(以水為命)魚は空を命とする(以空為命)、ということを。道理の方より

見れば、空が命であり(以空為命)、鳥が命であり(以鳥為命)、魚が命であり(以魚為命)、命が鳥であり(以命為鳥)、命が魚である(以命為魚)という道理である。世間の法でさえこのようである。人と仏法の関係を説かれるときは、「得一法通一行を修す」である。仏法は計らいの心(慮知)によつて知られる、と「そのように」学ぶことはない。「しらるるきはのしるからざるは、このすることの、仏法」と知と「同生「し」同参する」のである。故に、「得処かならず（しも）自己の知見となりて、慮知にしられんするとならふことなれ。証究△証究というは、得一法通一法の究尽の理である▽すみやかに現成すといへども、密有からなはずしも現成にあらず」と説かれる。「密有」というのは、一一の法は、本来的な存在であるという道理である。人が(14a)必ずしも造り出すべきものではない。よつて、「密有からなはずしも現成にあらず」というのである。「何必」というのは、喻えば、「諸法「の」仏法「なる」時節」に、「迷（あり）悟あり、生あり、死あり、諸仏あり、衆生あり」というくらいの道理であり、また、「相似一物即不中」の道理である。一法にもかかわらない道理である。

「進歩あるべし。修証あり」という。鳥は足「が命である（以足為命）とも、羽「が命である（以羽為命）とも「言う

ことができる。以一為空というように空をもつかうべきであり、命のみに限るべきではない。「そのほか、いろいろな言い方がある。」

「進歩あるべし。修証あり、その寿者命者あることかくの」とし」という。

「進歩」「修証」というのは、身とも心ともいうことができ道理をいう。水・空・寿「命」ばかりに限らないのである。「進歩」「修証」は、身のほかに空・水を置くべきでない道理を明らかにするのを、「進歩」「修証」という。このさまは、「寿者命者」に限らない。意とも身とも言うことができる。「このほか「さらに」進歩あるべし」というのであるから。

「寿者命者」のことは、小乗で説くところのものである。今は「進歩」「修証」に限らず、さまざまにあるはずであることを言うのである。

「人もし仏道を修証するに、得一法通一法なり、遇一行修一行なり」という。(14 b)

このことをあらわそくとするために、魚・鳥・水・空のこととばもある。

「得一法通一法」というのは、「得坐禪通作仏」(坐禪を得れば作仏に通ず)と言おうとするようなものである。人が坐禪をするのに、この「坐禪の」功徳がどれだけあるか知らない。

そうではあるが坐禪である。坐禪であれば作仏である。「それ」故に、「得処かならず自己の知見となりて、慮知にしられんするとならふことなかれ」というのである。また、「みち通達せるによりて、しらるるきはのしるからざるは」ともいうのである。

この「しらるる」「しるからざる」という意味は、「法の边际を離」れないときには、法に一体である道理は当然ない。

法がもし充足すれば、一方はくらしというのは、この意味である。

「このしることの」「知」^{しる}は、慮知念覚の知ではない。坐禪坐仏と理解されるくらいの「知」である。

「何必」とうけて、何も定めないところを「何必」というのである。

「この「密有」は、一切衆生悉有仮性の有であろう。「有無の有ではない。」

「何必」をうけるというのも、「何必」がとりもなおさず仮法の道理であろう。

くれぐれも仏法を理解しようとする方法は、よくよく思惟した見すべきである。善惡不二、邪正一如とも、事理無二、⁽⁷⁾

相對一如ということ(15 a)を聞いて、ただすべて同じことであるという族がいる。また、「三界無安、猶如火宅」(三界は安きことなし、猶お火宅の如し)という「ようすに、三界を」厭え

と教えることもある。「三界唯一心、心外無別法」というと
きもある。「毘盧の身土」⁽¹⁰⁾ というときもある。「非寂光外別有
娑婆」⁽¹¹⁾（寂光の外に別に娑婆有るにあらず）とも説く。これらは
みな、自分の見解の方へ引いてしまう。或いはまた、「仏以
一音演説法、衆生隨類各得解」⁽¹²⁾（仏一音を以て法を演説したまう
に衆生「その」類に随つて各解を得）という経文があれば、衆生
の見解は「その」類に随うべきとも言う。そうであれば、ど
のようにあつたとしても、衆生の心であると思う輩がある。
このことは、仏在世には人の機根をお知りになつて、機根に
随つて説法されたけれども、彈呵（方等時）淘汰⁽¹³⁾（若般時）の調
熟「の段階」を経て、相手を「法華時の」純一なる円教（『法華
経』の一仏乗）にまとめるものである。「今前段」の「た
れり」「たらず」ということばも、まことに考るべきであ
る。「その語には」「一方を証すれば一方はくらし」という意
味がある。「たらず」というのは、「充足」と理解するのであ
る。「何必」ということばも、「現成「これ」何必」とあるの
は、有と説き無と説くのは、みな「何必」である。必ずどの
ようなものを「何必」というべきであるとは理解すべきでな
い。（15 b）

ふ、「風性常住、無處不周なり、なにをもてかさらに和尚
あふぎをつかふ。」師いはく、「なんぢただ風性常住をしれ
りとも、いまだところとしていたらずといふことなき道理
をしらず」と。僧いはく、「いかならんかこれ無處不周底
の道理。」ときに師、あふぎをつかふのみなり。僧礼拝す。⁽¹⁴⁾
仏法の証驗、正伝の活路、それかくのことし。常住なれば
あふぎをつかふべからず、つかはぬをりもかぜをきくべき
といふは、常住をもしらず、風性をもしらぬなり。風性は
常住なるがゆゑに、仏家の風は大地の黄金なるを現成せし
め、長河の蘇酪を參熟せり。

風性は常住である。そうであるから、扇を使わなくとも常
住なる風はあるはずである。どうして和尚は扇を使うのか、
と疑いを持つてゐるようと思える。實に疑わしく、道理には
ずれてゐるのであるから、麻谷山宝徹禪師は「〔なんぢただ
風性〕常住をしれりとも、いまだところとしていたらずとい
うことなき道理をしらず」と嫌われたのである。常住である
道理の上で扇を使うのだろう。まったく常住的道理に背かな
い。再び扇を使う。道理に背くなれば、使わない時の扇はど
こに置くのか。非常に疑わしい。これについて、僧が礼拝で
きたかできなかつたかは、今の草子の「文」面には見えな
い。そうではあるが、礼拝の儀が必ず「行なわれ」旨を得た
麻谷山宝徹禪師、あふぎをつかふちなみに、僧きたりてと

であろう。また、「仏家の風」は、尽十方界みな風である。あわき水・下品大地であつても、仏風と説くときは、黄金・蘇酪となるのである。また、「いかならんか「これ」無処不周〔底〕の道理」というような時、握りこぶしを挙げ、一棒を下しても、その理は違わない。そうではあるが、このようにすれば、扇を使うことをとがめられたのに似ているにちがいない。よつて、再び扇を使うところが、とりわけ「無処不周底の道理」に親切であろう。

「問う僧は、世間の風の意味を尋ね、「宝徹」禪師は、仏家の風^{ありかた}を答えていた。

例え、「三界唯一心」であることを現成させて、「諸法実相」であることを参熟させようというくらいのことばである。(16 a)

「風に付隨して扇とも説き風とも言うならば、仏家の説ではない。

「或いは、經（『涅槃經』）を講じていた時、その功德によつて、地を金とし、水を酪に変えたことがあつた。」¹⁵梁の武帝

が『涅槃經』を講じていた時、天華が降り、地が黄金となつたことが¹⁵あつ。これも俗世間の見解にほかならない。愚かなものを勝れたものにえたのである。父母未生「以」前と「は何かを」問うとき、扇を使うことがあつた。これこそ、爽やかな仏風である。この意味によつて考えれば、ますます扇を使つ

て風性を示すことが理解できない。また、風を尋ねているのではない。また、風を父母未生「以」前の面目といふのではない。この扇を使うことは別に異論はない。ただ、今現前にある法で示すだけである。

「かえつて、風の論議について扇を出せば、この風の見解は世間に惑わされる。たとい「風性が」常住であつても、無処不周であつても、仏法は世に吹く風にも限定されない。扇より生じる風にもかかわらない。黄金を風と言い、蘇酪をも風と言うべきである。地と金、水と酪も相対して言つてはいる感じである。仏風にはまだ及び難い。」

「風性常住」の道理を知つていても、まだ「無処不周底の道理」を知らないというのは、(16 b)

「例え、「三界唯一心」の道理を知ると言つても、まだ「心外無別法」の道理を知らないと言うようなものである。「諸仏常住無所不周（諸仏は常に住して周からざる所なし）とも言つたにちがいない。」

「衆生常住無所不周（衆生は常に住して周からざる所なし）とも言つたにちがいない。」

「用弄即弄、用置即置」ということがある。この意味は、「必要に応じて弄び、打置く」である。「無処不周」の上においては、扇を使い、「或いは」使わないという、ただ、心にまかせようとすることが無処不周〔底〕の道理である。「用弄

即弄、用置即置」に当るだろう。

「そもそも、祖師の「風性常住」「のことば」を許している

「底」の道理」であるというのではないだろう。「それ」ゆえに、これを載せられたのかと理解すべきである。

ようではあるが、本当は許してはいない。「三歳の孩兒はたとい道得すとも、「八十老翁行不得なり」」⁽¹⁶⁾（三歳孩兒縱道得、八十老翁行不得）といふほどのこともある。結局、「風性常住」と「無處不周」のことばとは同じであると理解するのである。それ故、先師「道元禪師」にも、「風性常住」のおことはあるけれども、「無處不周底」の句はとりあげて論じてはいられない。「常住」「を論ずるところ」に譲っているからである。

「そもそも、祖師の言句を、今の『正法眼藏』に引用して収載されることは、みな理由がある。また、諸惡莫作の卷には、鳥窠道林と白居易の問答がある。⁽¹⁷⁾これは、「諸惡莫作、衆善奉行」の文に応じて載せられたと知った。今の現成公案「の巻」に、「風性常住、無處不周」の公案が出てくることは、理解し難いことであるが^(17a)どうであろうか。

「答えるに、まことにこのことは、はつきりしないことがないわけではない。そうではあるが、衆生と諸仏と迷と悟と扇とを等しい「とする」ような時には、「無處不周」「底」の道理」に同じはずである。大地を黄金と言い、長河を蘇酪と言ふ。仏風がまたこのようであらうときには、諸法が仏法であるような時節であつて、すべてのことにおいても「無處不周

本巻（巻第一）の初頭に左の識語がある。

現成公案へ現は隱頭ではない。成は作学ではない。公というのは平等の意味である。案というのは守分の意味である。平不平を名づけて公といい、守分を名づけて案という。』

「休歇」は「やむ」という意味である。「長長出」は悟である。長いことではない。無边际「の意味」である。「悟迹」の休歇」「休歇の悟述」というのは、「諸法実相」「実相諸法」というようなものである。一般には、悟の迹は悟れば消えてなくなるという。このようにいう意味までは「休歇なる悟述」とは言い難い。

「見成これ何必なり」というのは「什麼物恁麼來」という意味である。

第一現成公案より第二摩訶般若、第三仏性「」⁽¹⁸⁾第三馬鳴尊者の段までをこの巻に書いた。^(17b)

（1）『阿毘達磨俱舍論』巻一一 分別世間品に、

論曰、日月衆星依_レ何而住。依_レ風而住。謂諸有情業增上力共引_レ風起、繞_ニ妙高山_一空中旋環、運_ニ持日等_一令_レ不_ニ停墜。彼所住去_レ此幾踰繕那。持雙山頂齊_ニ妙高山半_一日月徑量幾踰繕那。

日五十一、月唯五十。（正藏二九・五九^a）

とあり、日月は、持双山（高さ四万由旬）の山頂、妙高山（須弥山、高さ八万由旬）の中腹と同じ高さを回転しており、日の大きさは五一由旬（踰縫那 *yojana*）、月の大きさは五〇由旬であるとしている。

(2) 『攝大乘論』で説くところの一水四見の喻に依つてゐる。

(前略) 一者成_二就相違識相智。如_二餓鬼傍生及諸天人、同_二於一事_見_三彼所識有_二差別_一故。(正藏三一・四〇一**一**～**c**)

無性釈は次のようにある。

如餓鬼傍生及諸天人等者、謂於_二餓鬼自業變異_一增上力故、所_レ見江河皆悉充_二滿膿血等_一處。魚等傍生即見_三舍宅遊從道路_一天見_二種種寶莊嚴地_一。人見_レ是處有_二清冷水_一波浪湍洄_レ。(正藏三一・四〇二**c**)

この註釈から明らかに、魚が水を宮殿と見、天人が水を瓔珞と見るのである。

(3) 『論語』子罕第九にある顏淵のことば。

顏淵喟然歎曰、仰_レ之弥高、鑽_レ之弥堅、瞻_レ之在_レ前、忽焉在_レ後。

孔子の人格の高さ、堅さを讃嘆した顏淵のことばではあるが、「おそらくは古語を用いたのであろう」(全訳漢文大系第一巻、平岡武夫著『論語』集英社 昭和五五年五月、二四三頁)

といわれている。

(4) 『坐禪箴』聞書では、南嶽懷讓の「汝若坐仏、即是殺仏」に

対して、

汝若坐仏即是殺仏ト云ハ、坐スレハ仏也、仏ヲ待ニアラスニ

ヘニ殺仏也。(『曹全』註解一・二七三**a**)

と註釈している。坐禪の姿がそのまま仏であつてその他に仏はない。「殺仏」とは、坐仏に相対する仏を否定する語である。

この後『正法眼藏抄』は、『正法眼藏』の本文である「たとへば船にのりて、(中略)のこれる海徳、つくすべからざるなり」を引用するが、この箇所は既に註釈してゐるのであるから、改めてここに引くのは不適当であり、この部分は省略した。

(5) 「心の方」とあるが、『正法眼藏』の本文からしても「心の外」の誤りである。

(6) 『正法眼藏』にはこの語を欠く。

(7) 「自利無_二」とあるが、「事理無_二」の誤りと思われるから改めた。

(8) 『妙法蓮華經』卷二 譬喻品(正藏九・一四**c**)

(9) 『正法眼藏』三界唯心の卷に、

釈迦大師道、三界唯一心、心外無別法。心仏及衆生、是三無差別。(『全集』上 三五三頁)

とあるが、六十卷『華嚴經』十地品の、

三界虛妄、但是(一)心作。(正藏九・五五八**c**)

と、夜摩大宮菩薩説、偈品の

心仏及衆生、是三無差別。(同 四六五**c**)

とによつてゐると思われる。

(10) 『法華文句記』卷九中に、次のようにある。

本有四德為_二所依_一修得四德為_二能依_一能所並有_二能依之身_一依_二於能所所依之土_一二義齊等方是毘盧遮那身土之相。(正藏三

四・三二四**a**)

なお、本学助教授池田魯參先生より、『金剛鉢』に、次のよ

うにあることをご教示いただいた。

凡聖一如色香淨、阿鼻依正全処_二極聖之自心、毘盧身土不_一逾三下凡之一念。(正藏四六・七八一a)

いざれも天台宗六祖湛然の著述になるものである。

(11) 『法華文句記』卷九下において、『法華經』寿量品の「我淨土不毀」「常在靈鷲山」を註釈している部分にある。

故經云、我土不_レ毀、常在_ニ靈山。豈離_ニ伽那_一別求_ニ常寂_一。非_ニ寂光外別有_ニ娑婆。(正藏三四・三三三c)

(12) 『維摩詰所說經』卷上 仏國品(正藏一四・五三八a)

(13) 「調汰」とあるが、般若時を表わす「淘汰」の誤りであろう。

(14) 『正法眼藏三百則』中 第二三則に次のようにある。

麻谷山寶徹禪師、一日使_レ扇次、有僧問、風性常住、無_ニ處不_レ

周、和尚為_レ甚卻搖扇。師云、爾只知_ニ風性常住、且不_レ知_ニ無處不周。僧云、作麼生是無處不周底道理。師卻搖扇僧作_レ礼。師云、無用處師僧、著得一千箇、有_ニ什麼益。(『全集』下二三四頁)

『聯燈會要』卷四 麻谷寶徹章(続藏一三六・二五一c)では、「風性常住」を「風性常動」としている。

(15) 『佛果圓悟禪師碧巖錄』第一則の評唱に次のようにある。

武帝嘗披_ニ袈裟_一、自講_ニ放光般若經_一。感_ニ得天花亂墜地變_ニ黃金_一。(正藏四八・一四〇b)

これに依れば、武帝が講じたのは『涅槃經』ではなく『放光般若經』ということになる。

また、地を金に、水を酪に変じる話は、『景德伝燈錄』卷一

『正法眼藏抄』口語訳の試み(伊藤)

七 伏龍山第一世章に次のようにある。

僧問、攬_ニ長河_一為_ニ酥酪_一、變_ニ大地_一為_ニ黃金_一時如何。師曰、臂長衫袖短。(正藏五一・三四二a)

(16) 『景德伝燈錄』卷四 鳥窠道林章(正藏五一・一二〇b)にある道林と白居易の問答における道林のことばであり、『正法眼藏』諸惡莫作の卷では、次のように記している。

唐の白居易は(中略)鳥窠の道林禪師に参じき。ちなみに居易とふ、「如何是仏法大意。」道林いはく、「諸惡莫作、衆善奉行。」居易いはく、「もし恁麼にてあらんは、三歳の孩兒も道得ならん。」道林いはく、「三歳孩兒縱道得、八十老翁行不得なり。」恁麼にいふに、居易すなはち拝謝してさる。(『全集』上二八二頁)

(17) 註(16)を参照。

(18) 「什是物」とあるが「什麼物」の誤りであろう。

(19) 『曹全』本は「第三仏性十四段」とあるが、『永平正法眼藏蒐書大成』十一では「第三仏性ナ「」」となつており、影印されたものを見ても、「」の部分は破損していることがわかる。馬鳴尊者の段は第三段であることからも、『曹全』本は明らかに誤りである。

(一九八二・一一・二〇)